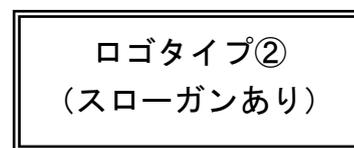
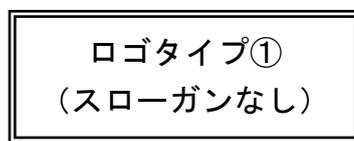


「SDGs未来都市TOYAMA」ロゴマーク 使用規約

1. 本規約について

「SDGs未来都市TOYAMA」ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）は、「富山市SDGs未来都市計画」の趣旨や取り組みを、市民や本市を訪れる方々に広く普及・啓発する目的で作成したロゴマークの使用に関し、遵守すべき事項を定めたものです。

2. ロゴマークの種類



3. 使用方法

- (1) 使用する場合、本規約の規定に従って適切に使用してください。
- (2) 使用するにあたっては、富山市企画調整課まで必ずご連絡をお願いします。
- (3) 本規約に反した使用は原則禁止です。無許可で使用した場合は、ロゴマークの使用を差し止める場合があります。

4. 使用者

「SDGs未来都市TOYAMA」ロゴマークの使用は、「富山市SDGs未来都市計画」の趣旨や取り組みに賛同いただき、「富山市SDGs未来都市計画」を普及・啓発する目的に合致した、又は関連した使用を行う、個人、団体、企業等に限りません。

5. 使用基準

ロゴマークの使用が次に掲げるいずれかに該当する場合は、使用を認めないものと

します。

- (1) 「富山市SDGs未来都市計画」の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (5) その他、富山市が不相当と認めた場合

6. 使用規定

(1) 形/大きさ

ロゴマークの大きさは任意としますが、縦横比を変更することはできません。

(2) 色

ロゴマークの色を変更することはできません。

(3) デザイン

縁取りなど、デザインの一部と見間違ふような要素を配置することはできません。

(4) 分解

ロゴマークを分解し、デザインの要素を個別に利用することはできません。

(5) 角度

ロゴマークを回転させて、任意の角度をつけて利用することはできません。必ず文字方向が水平となる角度で利用してください。